

重度障がい者医療費助成事業

1. 重度障がい者医療費助成事業の概要

64 歳以下の障がい者等に対し、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、福祉の増進を図る目的で、医療費の助成を行った。

(1) 対象者

・ 64 歳以下で次の一つに該当する者

① 1～2 級の身体障害者手帳所持者

② 重度の知的障がい者

③ 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者

(2) 所得制限

本人所得が障害基礎年金の全部支給停止の所得基準を準用

(3) 一部自己負担額

1 医療機関あたり入通院 各 500 円/日（月 2 日限度）。1 か月あたり負担限度額 2,500 円

(4) 府補助率 1/2

2. 重度障がい者訪問看護利用料助成事業の概要

指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける重度の障がい者に対し、利用料の一部を助成することにより、健康の保持及び増進に必要な訪問看護の利用を促進、福祉の向上を図る目的で、医療費の助成を行った。

(1) 対象者及び所得制限

「重度障がい者医療費助成事業」及び「老人医療費助成事業」（後期高齢者医療の対象者を除く）と同様

(2) 府補助率 1/2

(3) 利用限度

週 3 回（ただし、末期がん及び頸椎損傷、人工呼吸器を使用している場合等例外を除く）

(4) 利用者負担 1 割

(5) 助成方法

償還払い（ただし、あらかじめ了解を得た訪問看護ステーションからの請求により支払う場合は、この限りではない）

3. 重度障がい者医療費助成事業の実績

3 月末現在

年度	扶助費		合計	対象者数（人）			64 歳以下 人口（人）
				内訳			
	（円）	件数		身体障がい者	知的障がい者	合併者	
27	120, 777, 898	19, 791	698	412	277	9	75, 049

4. 重度障がい者訪問看護利用料助成事業の実績

・ 対象者数：のべ 201 人

・ 助成日数：1,616 日

・ 助成金額：3,363,995 円（扶助費）